

《寄せられたご意見とそれに対する市の考え方》

意見を求めた案件名	糸魚川市公共施設等総合管理指針
公 募 期 間	令和8年1月5日～2月3日
担 当 部 署	財政課管財係

◎意見の反映状況

- | | |
|---|--|
| A | 提出された意見を計画に反映、または一部を反映することとしたもの |
| B | 提出された意見が既に計画に記述済みのもの又は織り込み済みのもの等、変更をしないこととしたもの |
| C | 今回の計画には修正又は記述しないが、今後実施又は検討課題とするもの |
| D | 今回の計画には反映しないこととするもの |

No.	寄せられたご意見	市の考え方	反映状況
1	施設カルテや評価結果だけでなく、統合や見直しに至る判断経過や地域の意見を記録・蓄積し、庁内で共有する仕組みを指針の中で具体的に示してほしい。	ご意見のとおり、庁内で共有する仕組みについて盛り込み、組織として継続的に説明責任を果たす体制とします。 該当箇所 P40 6庁内の情報管理・共有	A
2	一定期間、継続して関与する職員や部署を位置づけ、異動に左右されにくい体制について指針の中で具体的に示してほしい。	公共施設の適正配置に関する統括部署（現在は財政課）を明確にし、今後も担当職員の判断ではなく、組織として対応する体制で取り組んでまいります。 該当箇所 P39 5推進体制	B
3	担当者が交代しても、過去の説明内容や合意事項を踏まえた説明・対応が確実に行われる引継ぎルールを指針の中で具体的に示してほしい。	ご意見をいただいた統合や見直しに至る判断経過や地域の意見を記録・蓄積し、庁内で共有する仕組みを構築することで一貫した説明がなされる引継ぎ体制を整備します(No.1に関連)。	A
4	基本的な判断基準や優先順位、施設カルテや評価結果の位置付け、市民意見をどの段階で、どのように反映するのかという考え方、統合・廃止等に至るまでの標準的なプロセスについて、組織として一貫して運用される仕組みを指針の中で明確に示してほしい。	統合・廃止等に至るまでの標準的なプロセスは次のとおりとし、組織として一貫した対応で取り組んでまいります。 ①基本的な判断基準や優先順位などの素案を住民説明会や意見募集等の方法により、周知・意見聴取を行う。 ②①を踏まえ、公共施設の統合・廃止等適正配置案を市議会へ説明し合意を得る。 ③②の状況を住民説明会や広報等の方法により、市民周知を行う。 上記のプロセスを経て決定した方針(適正配置案)について、変更・修正が必要な場合は、改めて①～③のプロセスを経るものとします。 該当箇所 P40 7市民との情報共有等	A

No.	寄せられたご意見	市の考え方	反映状況
5	<p>公共施設の統合や見直し、利用者負担の見直しといった、市民生活に直接影響する取組については、参加できる人が限定されない意見聴取の方法、市民に加え、指定管理者や現場の関係者の意見も含めた検討、意見をどのように整理し、判断に反映したのかを示す説明が不可欠であり、その考え方や具体的な進め方を指針の中で明確に示すことを要望する。</p>	<p>参加できる人が限定されない意見聴取の方法、指定管理者や現場の関係者の意見を聴取することについては、盛り込みました。</p> <p>該当箇所 P40 7市民との情報共有等</p> <p>聴取した意見をどのように整理し、判断に反映したのかを示す説明については、上記で示した市民周知・意見聴取の標準的なプロセスの中で適切に行うことといたします。</p>	A